第１０２号議案

町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

町田市スポーツ施設条例（平成１７年６月町田市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第４（第１６条関係）
１　施設利用料金（駐車場に係るものを除く。）
（１）略
（２）個人利用の場合の利用料金
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">施設の名称等</th><th rowspan="2">利用単位</th><th colspan="4">利用料金</th></tr>
<tr><th>大人</th><th>子ども</th><th>高齢者</th><th>障がい者</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="2">町田市立室内プール</td><td>プール</td><td>１回</td><td>４６０円</td><td>無料</td><td>１５０円</td><td>１５０円</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
備考
１～４　略
</td><td>
別表第４（第１６条関係）
１　施設利用料金（駐車場に係るものを除く。）
（１）略
（２）個人利用の場合の利用料金
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">施設の名称等</th><th rowspan="2">利用単位</th><th colspan="4">利用料金</th></tr>
<tr><th>大人</th><th>子ども</th><th>高齢者</th><th>障がい者</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="2">町田市立室内プール</td><td>プール</td><td>１回</td><td>４６０円</td><td>１５０円</td><td>１５０円</td><td>１５０円</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
備考
１～４　略
５　町田市立室内プールのプールを５０人以上の団体で利用する場合は、利用料金の総額から１割を減じた額を利用料金とする。この場合において、１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
６　町田市立室内プールのプールの子どもの利用料金は、７月２１日
</td></tr>
</table>

	から８月３１日までの期間の利用料金とし、これ以外の期間の利用料金は無料とする。
５　略	７　略
２・３　略	２・３　略

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。